

ならけん かしはらし
奈良県 橿原市 で
新生活をスタートしませんか？

結婚新生活支援 補助金

先着順

令和7年4月1日（火）～
令和8年3月31日（火）まで
に結婚された新婚夫婦を対象
に、住宅賃借費用や引越費用
など、**最大30万円**を上限に
支援します。



申請期間：令和7年5月7日（水）～令和8年3月31日（火）

奈良県外から
橿原市への転入

新婚夫婦の一方または
両方が奈良県外からの
転入者であること

夫婦ともに
39歳以下

婚姻の届出の受理日に
新婚夫婦とも39歳以下
であること

世帯所得が
500万円未満

新婚夫婦の当該年度所
得を合算した金額が500
万円未満であること

橿原市に
5年以上居住

新婚夫婦の双方が本市
に5年を超えて居住す
る意思があること

申請の条件や提出書類の詳細については
橿原市ホームページをご確認ください。

申込先

橿原市役所 地域振興課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18

TEL: 0744-21-1117

MAIL: chiikishinko@city.kashihara.nara.jp



申請対象者

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに結婚した新婚夫婦であること。
- (2) 新婚世帯の双方又は一方が奈良県外から定住を目的として、新住宅に居住することに伴い令和7年4月1日から令和8年3月31日までに転入した方。ただし、その転入の日から起算して過去1年以内に奈良県内の住民基本台帳に記録されたことがないもの。
- (3) 婚姻の届出の受理日における新婚世帯の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (4) 新婚世帯の当該年度所得を合算した金額が500万円未満であること。
ただし、貸与型奨学金の返済がある場合、所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額を所得金額とします。
- (5) 新婚世帯の双方が本市に5年を超えて居住する意思があること。
- (6) 申請日における新婚世帯の住民基本台帳に記録された住所が、新住宅の住所と同一であること。
- (7) 橿原市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住でないこと。
- (8) 新婚世帯の双方が日本国籍又は永住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (9) 新婚世帯の双方が市税（転入前と橿原市の両方）を滞納していないこと。
- (10) 新婚世帯の双方が生活保護法の規定による保護を受けている者でないこと。
- (11) 新婚世帯の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。
- (12) 新婚世帯の双方が過去に橿原市移住支援金及びこの補助金の交付を受けたことがないこと。

注意事項

補助金の申請日から5年以内に橿原市から転出した場合、補助金の交付決定が取り消され、返還の対象となります。



橿原市観光PRキャラクター
さらちゃん

橿原市で新生活を始めよう！



橿原市観光PRキャラクター
こだいちゃん

補助対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払った、以下の費用が対象です。

(令和7年3月までにかかった費用を、令和7年4月以降に支払う場合は対象外)

(1) 住宅賃借費用

賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象

【対象外】 駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、
火災保険料、家財保険料

※ 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当の額を費用の額から差し引きます。

(2) 住宅取得費用

婚姻を契機に取得（婚姻日から1年以内）した住宅取得、または建築した住宅

【対象外】 土地購入代、住宅ローン手数料

(3) 住宅リフォーム費用

婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

【対象外】 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、
エアコン、洗濯機等の家電、購入・設置に係る費用

(4) 引越費用

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用

【対象外】

引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外。

(不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)

補助額

補助金の額は、補助対象経費の合計金額とし、**30万円が上限**です。

(補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て。)

提出物

【必須】

- ☐ 橿原市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 新婚世帯の住民票の写し
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し
- ☐ 奈良県外から転入された方の戸籍の附票又は住民票除票の写し
- ☐ 交付申請時点で取得可能な最新の所得証明書
- ☐ 申請者の本人確認書類の写し
- ☐ 新婚世帯の双方の市税（転入前と橿原市の両方）の滞納がないことを確認できる書類
- ☐ 補助対象経費の確認ができる資料(契約書、領収書等)の写し
※補助対象経費以外の費用も含めた合算額で支払いをしている場合、内訳が確認できる書類も必要です。
- ☐ 誓約書（様式第3号）
- ☐ 同意書（様式第4号）
- ☐ アンケート

【該当する場合】

- ☐ 直近月の給与明細の写し
- ☐ 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの
- ☐ 住宅手当支給証明書（様式第2号）

＜補助金を申請した人の声＞



この補助金のおかげで無事結婚できました。

経済的な不安が大きい中支援していただけて、
この街で結婚して良かったと感じました。

この補助金のおかげで橿原市に住むことを決めました。